

業者提出書類等の閲覧について

1. 閲覧時間は開庁日の9時30分から16時30分までです(12時～13時を除く)。
2. 建設業者等の提出書類等の閲覧を希望される方は、備付けの「閲覧申込書兼閲覧簿」に所定の事項をご記入のうえ、建設産業課職員にお渡しください。
3. 1回で閲覧できる業者数を1人5業者(業種を問わない)とさせていただきます。
6業者以上閲覧する場合は、再度「閲覧申込書兼閲覧簿」を提出して下さい。なお、混雑時には閲覧の件数を制限することがあります。
4. 閲覧書類はこの閲覧所の外に持ち出すことはできません。また、閲覧書類のコピー及びカメラ等による撮影はできません。
5. この閲覧所で閲覧のできる書類は次のとおりです。
(いずれも中部地方整備局長が許可・免許・登録等している業者に係るものに限る)
 - ① 建設業法第13条の規定に基づく書類
 - ② 建設業者監督処分簿
 - ③ 宅地建物取引業者名簿その他の書類
 - ④ マンション管理業者登録簿その他の書類
 - ⑤ 不動産鑑定業登録簿その他の書類及び不動産鑑定士名簿に記載された事項の一部
 - ⑥ 測量業者登録簿その他の書類
 - ⑦ 建設コンサルタント登録簿その他の書類
 - ⑧ 地質調査業者登録簿その他の書類
 - ⑨ 賃貸住宅管理業者登録簿その他の書類
 - ⑩ 住宅宿泊管理業者登録簿
6. 登録簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に閲覧の休日を設け、又は時間を短縮することがあります。
7. 次の各号の一つに該当する場合は閲覧の停止又は禁止をすることがあります。
 - 1) 各業に規定されている閲覧規則又は係員の指示に従わない場合
 - 2) 閲覧書類を汚損若しくはき損し、又はその恐れがあると認められる場合
 - 3) 他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められる場合
8. 各業の閲覧規則やその他不明な点については、各担当へお問い合わせ下さい。